

# 杨木県公報

平成26年 11月28日(金) 号外 第67号

目	次
<del></del>	例

○栃木県指定難病審査会条例の制定・・・・・・・・・・・・3

# 

# 本号で公布された条例のあらまし

# ◇栃木県小児慢性特定疾病審査会条例の制定 (栃木県条例第55号)

1 設置(第1条関係)

児童福祉法(以下「法」という。)第19条の4第1項の規定に基づき、栃木県小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)を置くこととしました。

2 所掌事務(第2条関係)

審査会は、法第19条の4第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどることとしました。

- (1) 知事の求めに応じ、法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定及び法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する審査を行うこと。
- (2) 知事の諮問に応じ、小児慢性特定疾病にかかっている児童等に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 組織(第3条関係)

審査会は、委員15人以内で組織することとしました。

- 4 会議(第4条関係)
  - (1) 審査会の会議は、会長が招集することとしました。
  - (2) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこととしました。
  - (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。
- 5 施行期日等
  - (1) この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。ただし、(2)は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行前においても、審査会を置くことができることとしました。

### ◇栃木県指定難病審査会条例の制定(栃木県条例第56号)

1 設置(第1条関係)

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、栃木県指定難病審査会(以下「審査会」という。)を置くこととしました。

2 所掌事務(第2条関係)

審査会は、法第8条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどることとしました。

- (1) 知事の求めに応じ、法第7条第1項に規定する支給認定及び法第10条第2項の支給認定の変更の認定に関する審査を行うこと。
- (2) 知事の諮問に応じ、難病の患者に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 組織(第3条関係)

審査会は、委員14人以内で組織することとしました。

- 4 会議(第4条関係)
  - (1) 審査会の会議は、会長が招集することとしました。
  - (2) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこととしました。
  - (3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。
- 5 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。ただし、(2)は、公布の日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行前においても、審査会を置くことができることとしました。
- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第57号)
- 1 知事の権限に属する事務の一部を新たに宇都宮市が処理することとしました。(別表第2関係)
- 2 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

# 条 例

栃木県小児慢性特定疾病審査会条例をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

# 梳木県条例第五十五号

栃木県小児慢性特定疾病審査会条例

(設置)

- (所掌事務)一項の規定に基づき、栃木県小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)を置く。第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十九条の四第
- る。第二条 審査会は、法第十九条の四第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさど
  - **五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する審査を行うこと。** 一 知事の求めに応じ、法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定及び法第十九条の
  - を調査審議すること。 病をいう。) にかかっている児童等(同項に規定する児童等をいう。) に関する重要事項二 知事の諮問に応じ、小児慢性特定疾病(法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾

(雑織)

第三条 審査会は、委員十五人以内で組織する。

(4)騰)

- 第四条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- ところによる。3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

( 底 務 )

第五条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

运宝

(餐炉型口)

は、公布の日から施行する。1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定

(施行前の準備)

- できる。 2 知事は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により、審査会を置くことが
- 置かれたものとみなす。3 前項の規定により置かれた審査会は、この条例の施行の日においてこの条例の規定により

栃木県指定難病審査会条例をここに公布する。

平成二十六年十一月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

## 梳木県条例第五十六号

栃木県指定難病審査会条例

(設置)

を置く。いう。) 第八条第一項の規定に基づき、栃木県指定難病審査会(以下「審査会」という。)第二条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「法」と

(所掌事務)

- 第二条 審査会は、法第八条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
  - の変更の認定に関する審査を行うこと。
    知事の求めに応じ、法第七条第一項に規定する支給認定及び法第十条第二項の支給認定
  - を調査審議すること。 二 知事の諮問に応じ、難病(法第一条に規定する難病をいう。)の患者に関する重要事項

(無額)

第三条 審査会は、委員十四人以内で組織する。

(似臟)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- ところによる。3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

(無務)

第五条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(羅黑)

豁って定める。 第六条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に

运宝

(梶行財田)

は、公布の日から施行する。1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定

(施行前の準備)

- できる。2 知事は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により、審査会を置くことが
- 置かれたものとみなす。 3 前項の規定により置かれた審査会は、この条例の施行の日においてこの条例の規定により

布する。 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

平成二十六年十一月二十八日

栃木県知事 福 田 富

### **壱木県条例第五十七号**

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

三十一号)の一部を次のように改正する。第一条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第

別表第二の十六の項の次に次のように加える。

- うことができるものに限る。)のうち、次に掲げるものう。)に基づく事務(法附則第三条第十二項の規定に基づき法の施行前においても行則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「省令」といこの項において「法」という。)及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規十六の二難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下
  - 一 法第六条第一項の規定による申請の受理等
  - 二 法第七条第四項の規定による医療受給者証の交付
  - 係るものに限る。) 法第十条第一項の規定による申請の受理(省令第三十二条第一号に掲げる事項に
  - 掲げる事項に係るものに限る。) 四、法第十条第一項の規定による申請の受理等(省令第三十二条第二号及び第三号に
  - 五 法第十条第二項の規定による認定(第三号の申請に係るものに限る。)
  - 請に係るものに限る。)( 法第十条第二項の規定による医療受給者証の提出の要求(第三号及び第四号の申
  - るものに限る。) 七 法第十条第三項の規定による医療受給者証の返還(第三号及び第四号の申請に係
  - 二号に掲げる事項に係るものに限る。) 以 省令第十三条第一項の規定による届出の受理(省令第十二条第一項第一号及び第
  - 凡 省令第十三条第一項の規定による届出の受理等(前号の届出に係るものを除

√°)

- 一省令第二十六条の規定による医療受給者証の交付
- 十一 省今第二十七条第三項の規定による医療受給者証の返還の受理
- る。 第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正す

も行うことができるものに限る。)」を削る。別表第二の十六の二の項中「(法附則第三条第十二項の規定に基づき法の施行前において

# 室 副

施行する。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年一月一日から

(健康增進課)